

平成28年第1回国民健康保険運営協議会議事録要旨

期日 平成28年2月1日

場所 市役所2階第2委員会室

報告第1号「平成28年度国民健康保険税率の改正について」

<事務局>

それでは、報告第1号「平成28年度国民健康保険税率の改正について」です。

登別市の国民健康保険財政は、高齢化や医療の高度化等による医療費の増加や総人口の減少及び75歳からの後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者数の減少、国の制度改正による歳入の減少等により厳しい状況が続いています。

平成27年度では、繰越金と国保基金をほぼ使い果たし、このままでは近い将来赤字に転じることが予想されます。

このことから、平成28年度から当市の保険税率について北海道平均に満たない部分を平均値まで引上げる改正案を平成27年9月11日に登別市国民健康保険運営協議会に諮問させていただき平成27年10月5日に原案どおり答申がありました。

その後、登別市議会、平成27年第4回定例会において上程を行い原案どおり議決されたことを報告いたします。

税率については、前回の国保運営協議会において審議され答申された内容のとおりとなっています。

(質問・意見なし)

報告第2号「平成27年度国民健康保険特別会計決算見込について」

<事務局>

それでは、報告第2号「平成27年度国民健康保険特別会計決算見込について」です。

まず平成27年度国民健康保険特別会計決算見込額調書です。

平成27年度の決算見込につきましては、歳出の保険給付費のうち、医療費の給付は、現段階で支出額が確定しているのが11月診療分までであり、平成27年度予算で支払う残りの3カ月分についてはこれから請求が来るため、今後、決算見込額に増減があると思いますので、あらかじめご了承くださいと思います。

また、これ以外の科目につきましても、細かい数字は変動することがありますので、まずは大枠で説明させていただきたいと思います。

現時点では、歳入と歳出それぞれ74億9,525万9,000円を全体の予算現額となっています。平成27年度の当初予算は74億4,360万円でしたが、今年度は前年度、平

成26年度の国庫支出金の概算払いに係る精算などで、合計で5,165万9,000円、増額の補正予算を組んでおり、その補正予算の分をプラスした金額が予算現額となっています。

それでは、歳入から、主なものを説明します。

1 款の国民健康保険税は、平成27年11月末現在の調定額及び収納率を基に、予算現額より約5,500万円少ない約8億7,500万円の決算見込としています。

3 款の国庫支出金のうち、国庫負担金は、保険給付費などの実績に基づき、国が一定の負担をするものですが、特別調整交付金等の額が未定であることなどを考慮し、平成26年度決算額より約7,300万円少ない約8億7,800万円と見込んでいます。

5 款の前期高齢者交付金は、65歳以上の対象者数及び対象者の医療費が増加していることから、平成26年度決算額より約7,300万円多い約22億2,110万円と見込んでいます。

9 款の繰入金は、法律の規定に基づいて、国から市の一般会計に入ってくるお金を国保会計に繰り入れるもので、保険税の軽減分や事務費・職員の人件費の一部を一般会計から国保会計に繰り入れることで、国保財政を支援するものです。繰入金の中で前年と変更になった点は、保険基盤安定制度分の制度改正があり、保険者を支援する率が高くなり、平成27年度の当初予算より約5,800万円の増となっています。

また、平成27年度におきましては、医療費の増加や繰越金の減少に伴い、国保基金から約2億5,000万円を繰り入れ、国保基金の残額が約100万円になる見込です。

このことから、平成27年度の繰入金の決算見込額は、約6億9,370万円となる見込みであり平成26年度決算額より約2億1,600万円の増額となっています。

また、一般会計からの繰入金のうち、保険財政安定化支援事業分については、地方交付税に算入された額、約7,400万円の2分の1の約3,700万円を繰り入れする予定としています。

10 款の繰越金は、平成26年度決算で生じた累積黒字分の約1億300万円が繰越金となっています。

以上、歳入の合計は、予算現額の74億9,525万9,000円に対して、3億7,643万9,000円減の71億1,882万円となる見込みです。

続きまして、歳出について、主なものを説明いたします。

まず、2 款の保険給付費は、現時点での決算見込額が約45億円でありまして、平成26年度決算より約1億9,000万円、減少の見込みです。

4 款目の後期高齢者支援金は、約6億5,200万円で、平成26年度決算より約1,000万円減少する見込みです。

6 款目の介護納付金は、約2億1,400万円で、平成26年度より約2,600万円減額となる見込みです。

7 款目の共同事業拠出金は、約14億4,300万円です。この共同事業拠出金は、平成

27年度より制度改正により金額が大幅に増額となっています。

この結果、歳出の合計は、70億7,760万8,000円となる見込みであり、歳入合計から差し引いたものが、累積収支見込額4,121万2,000円となり、これが平成27年度の累積黒字となる見込です。

また、歳入の合計には前年度からの繰越金、約1億349万5,000円が含まれていないので、先ほどの累積収支見込額から、繰越金、約1億349万5,000円を差し引いた27年度の単年度収支は、6,228万3,000円の赤字となる見込みです。

さらに、平成26年度に引き続き、国保基金から約2億5,000万円を投入しての決算見込額となりますので、実質は約3億1,000万円の赤字です。平成28年度への繰越金が現段階の見込みでは約4,000万円となっています。

しかし、医療費の支払いが2月から4月まで3ヶ月ありますので、その請求額が決算見込より増減にすることによって平成28年度、繰越金の増減や最悪は平成27年度で赤字になる可能性もあります。2月から4月まで毎月の医療費を注意して見ていかなければなりません。

(質問・意見なし)

報告第3号「平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)について」

<事務局>

それでは、報告第3号「平成28年度国民健康保険特別会計予算(案)について」です。

まず、「資料3」の平成28年度国民健康保険特別会計予算案です。

平成28年度の国保会計予算については、市の財政グループとの協議が終了いたしましたので、このあと議会で審議される運びとなります。

予算の規模は72億140万円で、昨年度に比べ、2億4,220万円の減となっております。この減額となった主な理由につきましては、被保険者の減少などに伴う保険給付費の減少となっています。

なお、平成28年度からの改正内容としましては、保険税率に引き上げの他に、低所得者の国民健康保険税の軽減措置(5割軽減と2割軽減)の対象を拡大することが決定していますが、この部分については、現時点で国から正式な通知が来ていないことから、今回の予算案には含まれていないこととなっています。

また、国は平成28年度から国保の課税限度額をさらに上げる方針をだしています。課税限度額は、3年連続のアップとなり、限度額は89万円となります。

当市の場合は、国が示した課税限度額より1年遅れて引き上げをしており、平成28年度から保険税率を改正し、その中では課税限度額についても平成27年度の81万円から平成28年度において85万円に改正いたします。

今後、平成29年度において今回、国が示した課税限度額の89万円に改正するかを含め

た税率改正を平成28年の国保運営協議会の中で協議していかなければならないと考えています。

次に、歳入について説明します。

1款の国民健康保険税は、平成27年11月末をベースに、保険税率の改正を加えて、収納率を現年の一般分92%、現年の退職分を97%として積算しており、平成27年度当初予算に比べ約6,900万円の増額となっています。

平成27年度の国保税の収入見込と比較した場合は、約1億2,000万の増となっています。

3款の国庫支出金は、国の算定基準をもとに、過去の交付金の割合などを勘案して算出しており平成27年度は、約1億1,000円の減額を見込んでいます。

4款の療養給付費交付金は、退職者医療制度、いわゆるサラリーマンのOB（年金を受給している65歳まで）の方々に係る交付金ですが、制度改正により平成27年4月1日以降より新規加入者は認めないこととなっています。

このことにより、平成28年度の退職被保険者の人数が減少する見込みであり、対前年比で約1億700万円の減額を見込んでいます。

5款の前期高齢者交付金については、国の算定基準をもとに、算出しており、対前年比で約6,300万円の増額を見込んでいます。

7款の共同事業交付金については、国保連合会の試算により対前年比で約1,700万円の増額となっています。

9款の繰入金についてですが、まず、繰入金に内容について主な増減した部分を説明いたします。

まず、減額された部分ですが、平成27年度では国保基金から約2億5,000万を繰り入れていましたが、国保基金の残金が平成27年度、決算見込において約100万円となることから、平成28年度の予算の中には国保基金からの繰入金は無いこととなっています。

次に増額の部分ですが、主な理由として2点ありまして、まず、1点目は保険基盤安定化制度で、平成27年度において国の制度改正があり支援率等が拡大されたことにより、予算ベースの対前年比で約6,400万円の増となっています。

2点目は国保財政安定化支援事業で、この部分は国の地方交付税において市の一般会計に交付されて、国保特別会計に交付されるものですが、平成27年度までは、市に交付された額の1/2を国保の特別会計に入れておりましたが、国保財政の悪化により市の財政グループと協議をした結果、平成28年度から満額交付となり、対前年比で約3,700万円の増となっています。

ただいま説明した、増減により繰入金につきましては、対前年比で約1億5,000万円の減額となっています。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

2款の保険給付費は、平成27年度当初予算に比べて約2億1,900万円減額し、約4

5億9,000万円としております。医療費の見込みの試算にあたっては、平成27年度被保険者数の見込みを基に全体医療費を積算し、これに国の予算案で示された自然増加分の2.4%の伸び率分を加えて積算しています。

次に、4款の後期高齢者支援金等、6款の介護納付金は、いずれも国から示された係数により積算しておりますが、後期支援金は約2,400万円の減額、介護納付金は約2,500万円の減額となっています。

次に7款の共同事業拠出金についてですが、国保連合会の試算により対前年比で約4,600万円の増額となっています。

次に8款の保健事業費は、平成27年度の実績を基に積算した結果、約80万円増額となっておりますが、これまでどおり、特定健診をはじめ、千円ドックや短期人間ドックなどの各種健診のほか、水中運動教室受講料の助成、ジェネリック医薬品の利用勧奨通知などを行い、引き続き国保加入者の生活習慣病の予防と医療費の抑制につなげていきたいと考えています。

(質問・意見なし)

保健事業について

<事務局>

それでは、その他の①、保健事業について説明いたします。

まず、1番目の登別市民プール・水中運動療法の利用料助成について説明いたします。体重と血糖のコントロールが困難な糖尿病治療中の方と、特定保健指導対象の方に対し、平成25年度から市民プールの6か月間利用料の助成を実施しました。平成26年度からはJCHO(ジェイコー)登別病院での水中運動療法22回分利用料の助成も追加して実施しました。

利用状況につきましては、25年度と26年度の合計利用者数は市民プールが89名、水中運動療法が1名となりました。利用者の概要としましては、男女比はほぼ同じで、年代は60歳以上の方が8割以上を占めていました。

申請時と6か月利用後の変化につきましては、糖尿病治療中の方では、24名中17名の方が、体重または血糖値が減少していました。

また、特定保健指導対象の方では、64名中48名の方が、体重が減少していました。食事と運動の両面からの取り組みにより約7割の方が改善されていました。

平成27年度以降につきましては、運動を通じた生活習慣病等の疾病予防や重症化予防を目的に、助成対象を国保加入者全般に拡大して市民プール6か月間利用料の助成を実施しています。平成27年度の利用者数は12月末現在で50名となっています。

続きまして、平成27年度・平成26年度特定健診・特定保健指導の実施状況について説明いたします。

資料の表は、平成27年度と平成26年度の12月末現在で同時期における特定健診受診率や特定保健指導実施率を比較したものです。

平成27年度と26年度との比較では、特定健診受診率は0.7ポイント増加、特定保健指導実施率は6.3ポイント減少している状況です。

また、グラフの部分には、平成26年度の数値が確定したため、5年分の年次推移を掲載しました。平成26年度の特定健診受診率は30.3パーセント、特定保健指導終了率は32.8パーセントで、どちらも平成25年度より増加となりました。

受診率向上に向けた取り組みにつきましては、健診未受診者に対して電話やはがきによる受診勧奨など、継続して実施しているところです。

(質問・意見)

昨年度から始まったデータヘルス計画のことについて、登別市は自主的に取り組んでいるのか1点お聞きしたいのと、市民プールの利用者は、特定保健指導を受けた方々がプールを利用しているという解釈をしてよろしいでしょうか。

<事務局>

1点のデータヘルス計画につきましては、27年中の作成を予定していて、現在作成中というところで、骨組みを作りながら進めています。

プールの利用の方ですが、平成25年度と平成26年度は特定保健指導の方が対象となっていたので、特定保健指導の対象となった方には、「プールの助成をしています」とご案内をしていましたので、結果として、利用の方も使いたいのということで保健指導に結び付いたということです。

(質問・意見)

特定健診の受診率が、平成27年度が17.8%、26年度17.1%となっているのですが、他のところも同じような感じなのでしょう。室蘭や伊達など。

<事務局>

26年度はちょうど法定報告が終わって確定している状況なので、そろそろホームページ等で特定健診の受診率の報告のものが出てくるころなのですが、27年度の分については途中経過になっておりますので今の段階では実際に市町村に問い合わせをして比べてみないと、というのはあるので何とも言えません。

26年度の最終的な確定値のところについては、26年度の北海道の平均が26.1%という報告が挙がっていますので、それよりは上ということと、登別は、30.3%で確定していますので、北海道の平均よりは多くなっているところと、北海道内の順位では、179か所の保険者の中で106位ということです。

国民健康保険税の収納状況について

<事務局>

それでは国民健康保険税の収納状況についてということでご説明させていただきます。

最初に収納率については課税された税額に対して納付された割合をいいます。過去3カ年の収納率といたしまして、現年度、これは当年度課税された分です。

滞納繰越分、これは現年度中には納付にならずに次年度以降に残されたものとなります。それについてそれぞれ過去3カ年分ずつお示ししています。

登別市の他に参考といたしまして、室蘭市、伊達市、道内市平均の収納率をお示ししています。

過去3カ年においては上昇傾向にございますが、順位としましては、現年度で登別市は平成26年度は21位、室蘭市は13位、伊達市は18位となっています。

滞納繰越分につきましては、登別市は29位、室蘭市は23位、伊達市は12位という状況になっています。

次に、平成27年度の収納状況、これは12月末現在の前年度と比較した数字となっています。現年度滞納繰越分とは若干でありますが増えている傾向になっています。12月末現在というのは、国保の納期限が年間10期設定していますが、その内の7期終了時点ということになっています。

収納の取り組みについて、現在、行っている取り組みについてご説明させていただきます。

現在、納入方法別の収納状況、これを12月末時点としてお示ししています。

最初に特別徴収、割合としては16%となっておりますが、これは65歳以上の方から老齢年金を受給されている方から、年金からの天引きということの徴収方法となっております。

その他は、口座振替、コンビニエンスストアでの納付、市の嘱託徴収員がご自宅に伺ってご自宅で徴収している臨戸徴収、その他が金融機関や郵便局等で納めていただいている割合となります。

口座振替の割合が最も高く、多くを占めていますが、今後も口座振替の利用をお勧めして、24時間納付が可能なコンビニエンスストアの利用についても周知を勧めていきます。

収納対策の取り組みについてですが、文書催告、これを年3回行っています。

電話の催告、これは随時に市の嘱託徴収員がお電話して、「納入のお忘れありませんか」など、催告させていただきます。

臨戸徴収ですが、これも徴収嘱託員によって自宅にお伺いして「納付のお忘れありませんか」など、あとは集金等で自宅に伺っています。

他にも、休日・夜間納税相談を行ってまして、これを年4回設定しています。最近行ったのは先週の1月28日（木）、29日（金）に午後8時まで窓口を開けていました。30日（土）ですが、休日の納税相談といたしまして、午前9時から午後5時まで開設していました。

次に滞納者等への取り組みについてですが、短期被保険証の交付となっています。

滞納者で納税指導が特に必要と認められる方につきましては、被保険者証の有効期限を通常の1年間、11月から翌年の10月の1年間を6ヶ月に変更、これを11月から翌年の4月で一度区切って、そのあと5月から10月のもの、それぞれ6ヶ月に変更いたします。通常は書留で自宅へ郵送ですが、市役所に半年に一度来ていただいて窓口で保険証をお渡しするときに納税相談の機会を確保するように努めています。

次に、被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付となります。

長期の滞納がある納税者の方で納税相談に応じない、納税相談において取り決められた納付計画を履行しない等の方には被保険者証の代わりに医療費が一時全額自己負担となる資格証明書を交付しています。

医療機関の窓口においては、一旦10割の医療費を負担していただき、その後領収書をお持ちになっていただいてその後7割分を支給するという形になります。資格証明書を交付された方は、医療機関は受けづらいという状況です。

次に滞納処分ですが、滞納者の財産調査を行いまして、結果差し押さえが可能と判断される方には滞納処分、財産差し押さえのうえ、金銭に換え、滞納税額に配当・充当を行っています。

平成27年度については12月31日、25年、26年についてはそのまま実績になります。

預貯金の差し押さえが一番大きく、預貯金の払い戻しの請求権を差し押さえまして、それを市が執行して滞納額に充当するということをしています。

表では実際に納入になっている額についてお示ししています。

(質問・意見)

27年は厳しい状況ではあるが、保険税率が上がって、28年度はこれで一段落と判断していいのか、人口減それから医療給付の減少傾向、退職者の新規が減少ということのバランスからみて28年、29年、30年ぐらいまでの見通しと、解説をいただきたいです。

<事務局>

新年度から国保税を改正するという事で答申を頂いてそれによって歳入、国民健康保険税の歳入を少し多く増やすことができます。

28年度は収支が均衡するという前提での予算組みをしておりますが、平成29年度以降は、平成27年度の決算が出てない中で平成28年度に赤字が出る事が予想されますので、29年もまた赤字が出るという見込みがあつて、税率を改正するのであれば、今から動かなくてはなりません。

ただし、先の話になりますので、今からまた「上げる」という話をすると、それもまた答えの見えないことですので、一旦29年度は据え置くという考えでいます。

29年度にも赤字が出た場合、赤字は先送りして積み残していく形になります。

平成30年度からは支出に関しては、医療費の支出に関しましては、広域化ということで北海道が窓口になります。

登別市をはじめとした各自治体は、道から示された金額を納める形になります。

登別市では国保税ですので、年度当初の前に税率を決めて見込みでやっています。

平成30年度以降は道から示されたものに合わせて税率を再計算する形になります。

その際、道から示された金額が大きい場合は、その赤字全てを被保険者の皆さんに転嫁するわけにはいかないという判断が出た場合、一般会計からの繰り出し金等を考えていかなければいけない状況です。

(質問・意見)

間に合わなくなったら一般会計からの繰り入れという話だったが、勤務者からの立場からすれば、一般会計からの繰り入れというのは、私たちが払っている税金から払われるということで、事業所にも保険料を払っていて、また更に、税金からも払われていて、はっきり言うと二重取りというような感じになるわけです。

したがって、前提のようなことにならないように少しでも疾病予防や、常日頃の病気予防等力をいれてあまり一般会計からの繰り入れがないような形にしていきたいなというふうに思います。

(全体を通しての質問・意見なし)

平成28年第1回登別市国民健康保険運営協議会終了